

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

Oh-!TOWNおおぐち構想

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県丹羽郡大口町

3 地域再生計画の区域

愛知県丹羽郡大口町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 概要

大口町は、人口21,000人余り、面積13.58Km²、国道41号が町のほぼ中央部を南北に、国道155号が町の南部を東西に貫通しており、名古屋市からは直線で18kmのところにある。従前は稲作と養蚕の純農村地帯であったが、中京工業地帯の地理的優位性と良質な水、工場進出に十分な土地を活かし、昭和30年代に積極的な企業誘致を進めた結果、現在では200社余りの事業所が点在している。世界の最先端の特殊技術やものづくりの技・知恵を持つ企業も数多くあり、名古屋市近郊の居住地として、また優良企業を有する町として、豊かな自然と工業が調和した町として発展している。

本町は平成12年の機構改革で地域振興課を設置して以降、地方分権の時代に適応した住民の参画による自立したまちづくりを進めている。平成12年6月には、NPO活動団体の育成と支援を目的に、県内の市町村ではいち早く「大口町NPO活動促進条例」を制定した。平成15年6月には、「住民の参画と参加」を基本理念に掲げ取り組んだ町制40周年事業の流れを受け、町内での団体活動を活性化するために「大口町元気なまちづくり活動推進要綱」を設置し、団体の公益性のある自主事業を「元気なまちづくり事業」として提案を受け、補助する制度を設け実施

をしてきた。

しかしながら、まちづくり活動に関して自発的に議論し、行動のきっかけとなる機会が不足していたことや、異なる時期に策定されたNPO関連施策による支援が上手く連携機能せず、NPO団体による新たな公的サービスの提供や、本格的な行政とNPOとの協働には至らなかった。そこで、平成16年2月から、住民参画のもとで「NPO・ボランティア検討会議」を実施し、NPO活動が活性化するための「しくみ」について検討が重ねられた。平成17年1月には、その検討結果を大口町NPO活動促進委員会がまとめ、「NPO・ボランティア活動促進の提言書」として町に提出された。

この提言を受け、平成18年4月には従来あったNPO関連施策を「まちづくり応援の仕組み」として見直し、体系付け、「支援から協働へ」をキーワードに“参画と参加のまちづくり”の一層の促進を行っているところである。また、町内で公益性のある活動をする団体を「大口町まちづくり団体」「大口町NPO団体」として登録する制度を設け、活動内容を把握し、団体の一元化を図ることを目的に活動支援、育成を行っている。

さらに全庁的な取り組みとして、平成18年4月にスタートした大口町第6次総合計画で「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、将来世代に負担を残すことなく未来に責任を持つため、住民と行政の協働作業や地域社会や行政への参画と参加を通じて「輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」（第6次総合計画 まちの将来像）を目指して各施策を進めている。

（2）地域の課題

団体の課題

こうした取り組みの成果が表れ始め、NPO活動を行う団体の数は増え、個々の活動は安定し、その存在や活動に一定の知名度が得られるようになってきている。その一方、団体相互や行政との連携不足、事業のマンネリ化や人材の不足など、活動を継続する上で問題を抱える団体が現れ始めた。また、事業を委託や協働で行なうには、団体側に行政への依存体質が残っており、事業を主体的に担うという認識にまだ甘い部分が見られる。行政に代わる新しい公共の担い手として活動を継続するためには、より自立した事業の展開と、活動における意識の向上など、団体の自

覚とスキルアップが望まれる。

行政の課題

行政においては、団体との協働に対する理解が未だ進まず、平成19年度から大口町NPO登録団体と町が一緒に行う事業は協働契約を締結し、協働事業として行うための予算措置を行っているが、広がりはあまりみられていない。職員のNPO理解のための研修も実施しているが、理解はするがそれが実施をすることには結びつかないようである。

また町内では、社会福祉協議会に所属する福祉系ボランティアグループや、行政各課が所管する様々な団体が、趣味や健康などをテーマに集い活動している。それらの団体には活動補助金の交付や、施設利用が優先されるなどの優遇措置が設けられていたが、集中改革プラン等に基づき、これまでの支援のような趣味的な活動への補助や施設利用のあり方から、自立した団体運営を行うよう見直しが始まっている。しかし、趣味などを通じてこれまでに培ったノウハウは団体の財産であり、町も生涯学習という名目で支援してきた経緯から、その財産を活かし団体が行う公益性のある活動は応援する方向で改革に取り組んでいるところである。しかしながら、こうした団体とも交流連携をし、集約を図るには、行政のひとつの部署では限界が感じられる。

共通の課題

協働は、行政と団体の双方が同じ目的に向かい対等に取り組むものであり、どちらか一方の意識や想いだけでは成り立たない。今後も大口町において「参画と参加のまちづくり」を推進していくためには、団体の人材不足を解消するとともに、新たな事業を掘り起こし、団体を活性化させることが必要である。加えて、様々な協働事業の担い手となるべき新しい団体の創出も課題である。これらのことから、人材の発掘と育成、事業の掘り起こしや団体間の交流・連携のあり方など、まちづくりに関する情報やノウハウが集約できる場所である市民活動支援センターの設置が必要になってきている。

人口2万人余の町では活動をする人は限られているが、町内には多くの企業があり、団塊の世代が退職を迎えると、豊かな経験や新たな可能性を持った人材が地域へ帰ってくることが期待できる。こうした人材に地域参画してもらうためには、関わるきっかけをどう作り、興味を持ってもらうかが課題である。これまでの経験と

知恵を活かした能力を発揮し、社会を支え、まちづくり活動を担う人材の発掘は、人材不足に悩む団体の問題を解消すると同時に、市民活動支援センターの運営などまちづくり活動を担う人材を確保するために必要な取り組みであるため、各団体と連携し、協働で進めていく必要がある。

(3) 今後の取組み

市民活動支援センターの設置については、平成17年1月に提出された「NPO・ボランティア活動促進の提言書」の中でも既に要望があり、懸案事項となっている。しかし、単に施設を設置することを目標とせず、活用されることで初めて活動の拠点としての機能が発揮され、活かされる施設になるという考えのもと、町ではNPO関連施策の見直しと整備、団体の育成を優先してきた経緯がある。その結果、「NPO・ボランティア検討会議」の有志により町内で活動する各種団体の交流や支援を目的とする団体が活動を始めている。その一方、多くの団体は活動が膠着状態に陥るなどの状況が見られており、新たな活性化策として市民活動支援センターの設置に向け検討を開始する機運が整ってきた。

今後は、住民や団体の代表、有識者などを交えた検討会議を立ち上げ、市民活動支援センターの機能や運営方法について具体的な検討を開始する。また、各課に事業の聞き取り調査を行い、団体と協働で実施できる協働事業の掘り起こしを行い、実践の場をより多く設けることにより、職員の協働への理解を促進していくように努める。

“O h - ! T O W N おおぐち” 構想に基づく大口町市民活動支援センターは、

- ・人や団体の交流
- ・情報の集約と発信
- ・団体の拠点となる事務所
- ・各種団体による事業
- ・人材の発掘と育成
- ・企業の社会貢献の場
- ・コミュニティビジネスの発見

などの機能を持ち、住民によるまちづくり活動が集約され、町内で様々な活動を行う団体の拠点として、大口町の“まちづくりの真ん中”で「輝く水と緑 元気な暮

らし広がる自治のまち おおぐち」(大口町第6次総合計画 まちの将来像)を実現するための運営が理想である。

小さな町では、人が限られるという短所がある反面、活動をする人同士の顔が見えやすいという長所がある。その長所を活かしながら、まだ町内に埋もれる資源である人材を、団塊の世代を中心に、子育て中の母親や、若者も巻き込んで、まちづくりに関わる人材の発掘を団体と協働で取り組んでいく。また、団体の活動意識を向上するためのスキルアップ研修を同時に行い、共通の認識を持って“O h - ! T O W N おおぐち”の実現を目指していく。

(目標1) 市民活動支援センターを運営する団体の創出。

(目標2) 大口町まちづくり団体・NPO団体として登録する団体(現在24団体)を5団体増やす。

(目標3) 行政と団体が協働で行う協働委託事業を、新たに3事業創出。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

“O h - ! T O W N おおぐち”構想実現のためには、市民活動支援センターの運営をする人、集う人、協働する人、協働をコーディネートする人など、様々なまちづくりを主体的に担うという意識を持つ人がこれまで以上に必要である。行政に頼るのではなく、対等な立場で協働できる市民活動支援センターの運営組織の創設のため、各種団体と連携を図りながら、大口に興味を持ってまちづくりに参画する新たな人材の発掘を行う。また、団体間の交流を図りながら、団体も協働への意識を高め、意欲と目的意識を持って活動を継続するための研修を行っていく。

将来的には、市民活動支援センターを中心としたまちづくりの仕組みを創り、それを支える住民や団体、子どもからお年寄りまでみんなが連携する地域の輪が広がり、まちの元気が集約される「小さなおおぐち」が創造されることが、地域の再生へとつながるものとする。

5 - 2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置による取り組み

C2001 市民活動団体等支援総合事業

大口町NPO登録団体まちづくり応援隊・太助は、町が平成16年2月に呼びかけた「NPO・ボランティア検討会議」の有志によって、町内での団体の支援と交流を目的に結成され、下記の事業を行う。

まちづくりワークショップ

現在活動している団体がより自主的・自立的な活動が出来るようスキルアップ研修を行う。

まちづくり団体魅力発信研修

ワークショップ実施後、課題のための広報戦略等を学び、実践する。

地域デビューワークショップ

各団体が得意分野をいかした講師となって、新たな人材を発掘する講座を実施する。

協働のまちづくりシンポジウム&地域デビューマッチングフェア

「協働のまちづくりシンポジウム」を開催し、有識者によるまちづくり活動の講演や団体の活動発表会、地域デビューの人材とのお見合い交流会を実施する。

5 - 3 - 2 独自事業等

Oh-!TOWNおおぐち構想を実現させるため、次の事業を行う。

大口町市民活動支援センター検討委員会の設置

大口町市民活動支援センター検討委員会を立ち上げ、有識者や活動団体の代表者、公募の住民などから意見を聞き、支援センターの機能や行う事業などについて検討する。

大口町市民活動支援センター整備事業

の大口町市民活動支援センター検討委員会の結果を受け、具体的な施設の整備を行う。

Oh-!TOWNおおぐち運営会議（仮称）

市民活動支援センターの運営の主体となる団体や住民で構成し、具体的な運営

方法やルール、行う事業などについて検討をし、開設に向けた準備をする。

各課への協働ヒアリングの実施

行政の事業をNPO団体へ委託し、協働事業として実施する、各課所管の事業をヒアリング調査し、協働への理解促進と新たな事業の掘り起こしを行う。

6 計画期間

認定の日～平成22年3月まで

7 目標達成状況に係る評価に関する事項

大口町NPO活動促進委員会において、各事業の目標達成状況や評価、また進め方において意見を聞き、事業に反映させる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし